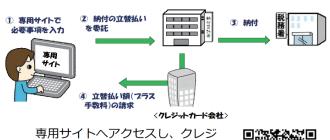
石垣税務署からのお知らせ ☎ 82-3074

国税の納付は「キャッシュレス納付」が便利です!

所得税及び復興特別所得税の納期限は、令和3年3月15日(月)です。 以下のいずれかの方法で、納期限までに納付してください。 詳しくは、国税庁ホームページ「国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」 (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm) をご確認ください。 (スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

クレジットカード納付



専用サイトヘアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を 登録し納付できます。

※納付額に応じて決済手数料が かかります。



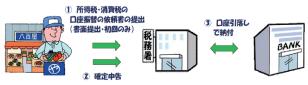
コンビニ納付(QRコード)



スマホ、パソコン等で作成したQRコードを使用して、コンビニの窓口で納付できます。※ 納付できる金額は30万円以下となります。



振替納税



振替日(令和3年4月19日(月))に金融機関預貯 金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残 高をご確認ください。

* 振替納税をお申込みの場合は、「預貯金 口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令 和3年3月15日(月)までに提出してく ださい。



ダイレクト納付



事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付できます。



※令和3年1月以降、「個人」の口座振替依頼書、ダイレクト納付利用届出書をオンラインで提出できるようになりました。

感染リスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告のお願い!

所得税及び復興特別所得税の 確定申告・ **3月15日(月)** 納期限は

所得税及び復興特別所得税の 振替納税の 振替日は 4月19日(月)



詳しい情報は**国税庁ホームページの確定申告特集で**

パソコンやスマートフォンで、申告書を作成することができます。

■税に関する情報は、国税庁ホームページへアクセス

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm)



